

# 住居表示の実施について

## 1. 住居表示制度とは？

住所は、明治時代から土地の「地番」を用いて表示されてきました。

しかし、経済の発展とともに土地の売買が盛んになると、分筆や合筆が繰り返され、枝番や飛び番ができ始め、不便な場合が多くなってきました。

そこで住所の表示の混乱を解消し、合理的で分かりやすくするために、国は「住居表示に関する法律(法律第 119 号)」を昭和 37 年に制定し、全国の市街地における住所の表し方を改めることにしました。本市においても、市街地などで住居表示の実施を計画的に進めています。

### 住居表示は、

① 町の大きさを整え、境界線を分かりやすいもの(主要な道路や河川・鉄道等)で区切り、同時に町の名前も整理して、町全体をすっきりしたものにする。

② 土地の番号である地番の代わりに、建物に対して一定の基準で新しく番号をつける。

という仕組みで住所を決める制度です。

これにより住所は、「新町名○丁目△番□号」

という表示になります。

●町名表示板

神在西  
三丁目

●街区表示板

糸島市  
神在西三丁目  
1

●住居番号表示板

1-27

### (住居表示実施のメリット)

住居表示を実施することで、目的地の特定が速やかになり町に暮らしやすさが広がり、市民生活の利便性が向上します。

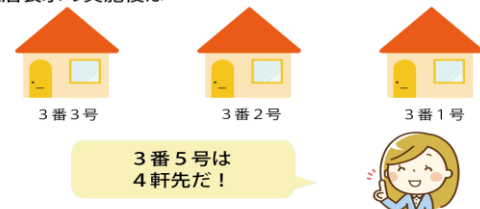
例として、

- ① 消防車や救急車などの緊急車両が、より早く現場へ急行しやすくなります。
- ② ご自宅へのお届け物が、スムーズに配達されます。
- ③ 訪問者が、目的地を見つけやすくなります。

住居表示の実施前は・・・



住居表示の実施後は・・・



## 2. 志摩区域の住居表示実施を決定

●平成 29 年 6 月議会で志摩区域の住居表示の実施が決定しました。その後、令和元年度に町名検討協議会、令和 2 年度に住居表示審議会の諮問・答申を経て、住居表示【案】を告示しましたが、住民から3件の変更請求が提出されたため、改めて検討協議が必要と判断し、令和 7 年度まで実施を延期しました。

## 3. 住居表示の実施で何が変わるの？

### <変わる事>

#### (新しい住居表示の表し方)

●住所の表し方が次のように変わります。(例 糸島市役所)

今までの住所:糸島市 前原 623番地

新しい住所: 糸島市 前原西一丁目 1番 1号

〔新町名〕 〔街区符号〕〔住居番号〕



### <変わらない事>

#### (行政区や自治会の区分け)

住居表示の実施により町の区域が変更になっても、行政区や自治会の区域は変更されません。現在の自治会名はもちろん、各種行事やコミュニティ活動等、行政区の運営も何ら変わることはありません。

※今の行政区においても、町界が混在している(行政区名と住所の表示が一致していない)行政区もありますが、行政区(自治会)の運営など何も支障は生じておりません。また、住居表示実施後の前原地区等の行政区についても同様です。



### <住居表示実施後の手続き>

●住居表示で住所が変わった後、次のような住所の変更手続きをして頂くこととなります(※市が管理する住民票や名簿の住所は自動で変更します。)

- ・マイナンバーカードや運転免許証等の記載
- ・金融機関や民間企業に届け出ている住所の記録等

※詳しくは、住居表示実施前にパンフレット「住居表示についてのお知らせ」を配布してご案内します。

## 4. 今後の検討内容について

### (町名検討協議会の開催)

令和5年度に、改めて町名検討協議会を開催して、住居表示の実施範囲、町割り、新しい町名を検討します。

※「町名検討協議会」とは…住居表示の実施区域に係る行政区長等を委員として、住居表示の円滑な推進を図るため、住居表示を実施しようとする区域に係る町名町割等について調査及び検討する組織。

<実施予定区域の対象行政区>

稲留・新開・井田原・松隈・初・初団地

ひかりが丘・師吉・師吉団地・大浦台

大石・稲葉・薫る坂 計 13 行政区



## 5. 住居表示実施までのスケジュール

(令和5年度)

5月～2月 町名検討協議会(実施区域、町名及び町割【案】の策定)

(令和6年度)

4月 住居表示審議会への諮問(協議会会長、副会長出席)

8月 審議会の答申を受け、策定【案】の告示(30日間)

12月 糸島市議会へ議案(策定【案】)の上程

(令和7年度)

4月 住居表示の実施に向けた準備

### 11月頃 住居表示の実施

【お問い合わせ:糸島市役所 市民課 市民係】

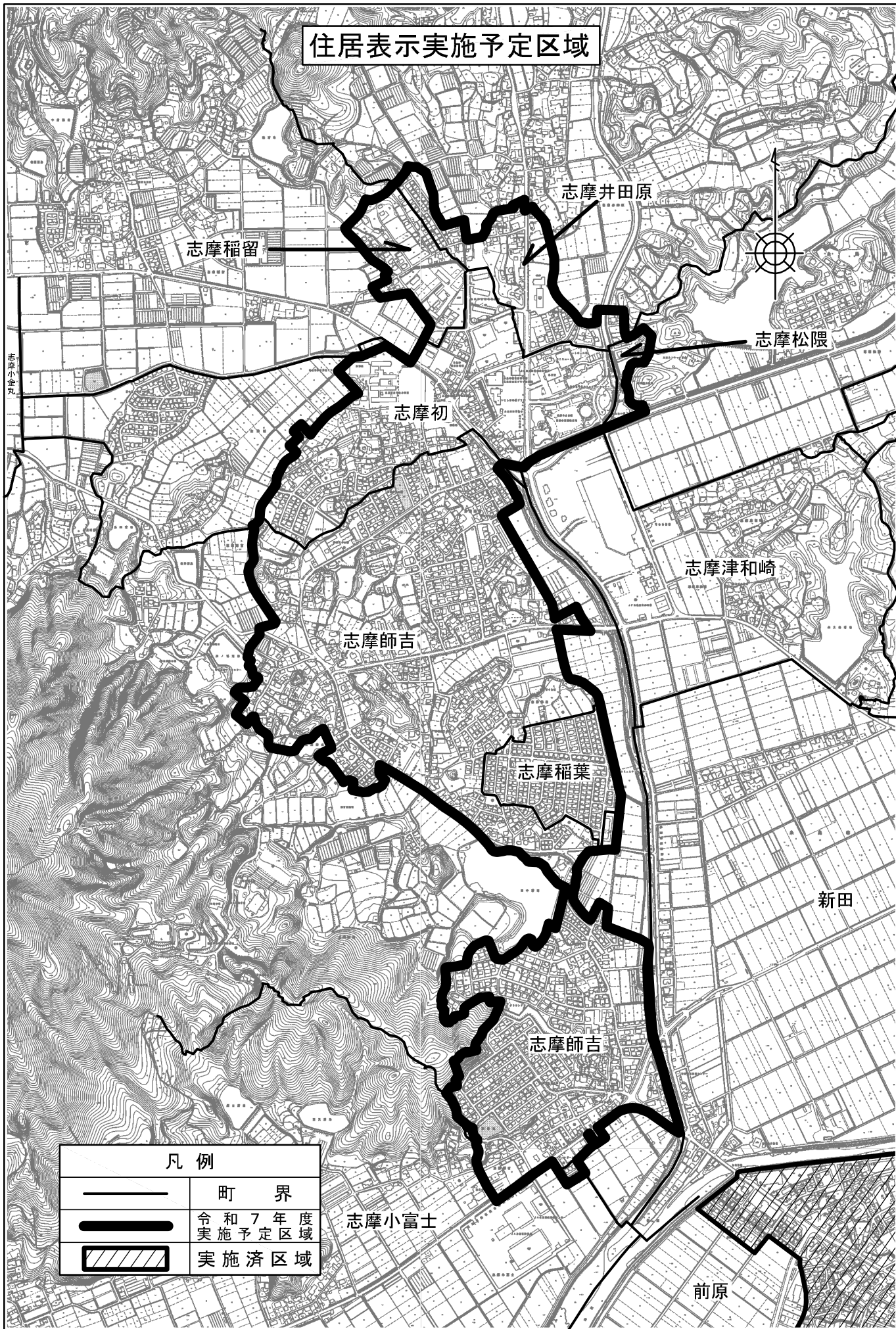
担当:鳥越・藤川 電話 092-323-1111(内線 1421)

※ご不明な点がございましたら、糸島市役所市民課もしくは委員へお尋ね下さい。



※このチラシは、町名検討協議会の皆様と協働して作成しています。

# 住居表示実施予定区域



志摩稲留

志摩井田原

志摩松隈

志摩初

志摩津和崎

志摩師吉




新田

志摩稲葉

志摩師吉

志摩小富士

前原

凡例	
	町界
	令和7年度 実施予定区域
	実施済区域